

財務省告示第四百二十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年十月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十一月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百八

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

の法律及びそ 第二十六年法律第一百一号）第十一

条第一項並びに国債整理基金特

別会計法（明治三十九年法律第

六号）第五条第一項及び第五条

ノ二 成十三年法律第七十五号。以下

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用等 成十三年法律第七十五号。以下

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に価格競争入札にお

いて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行（以下「非

とするものによる発行（以下「非

とするものによる発行（以下「非

とするものによる発行（以下「非

とするものによる発行（以下「非

とするものによる発行（以下「非

とするものによる発行（以下「非

とするものによる発行（以下「非

とするものによる発行（以下「非

とするものによる発行（以下「非

とするものによる発行（以下「非

とするものによる発行（以下「非

とするものによる発行（以下「非

五

方募

入決定の

イ

入札発行競争

口

非競争入札

八

特別参加市場

二

非競争入札

行

特別参加市場

者

特別参加市場

争

非競争入札

競争入札発行「と
いう。）」
市場特別参加者
（以下「国債
参加者」とい
う。）が、財務
大臣が各市場
特別参加者（
以下「国債特
別参加者」と
いう。）の募集
額を定め、
「と
いう。）」
市場特別参加
者（以下「国
債特別参加者
」という。）の
募集額を定め
、財務大臣が
各市場特別参
加者（以下「
国債特別参加
者」という。）
の募集額を定
め、

各申込みのうち
応募価格の高い
ものをからその
応募額を順次割
り当てる。応募
額を案分により
割り当てると、
各市場特別参
加者（以下「
国債特別参加
者」という。）
の募集額を定
め、

各市場特別参加
者（以下「国債
特別参加者」と
いう。）の募集
額を割り当てる
。

入札発行競争額
価格競争額

札非競争入
発競争入

国債市場
特別参加

三ノ国債整理基金特別会計第五
十ノ国債整理基金特別会計第五
付二億三千九百万円
ノ二億九千万円
付二億九千万円
七百三十四億円

国債市場
特別参加

額面金額で千七百五十億円

争非者特
入価・別
札格第参
発競加場
面行第う額
金額した条第国債
で利付国債に規定
六百四十
億六千六百
額

十 十		九		八		二		八		口		七		行
イ 一		振 額		最		行 争		非 者 特 国		札 非 入		価 払		
入 札 発 行 争 格	価 格 競 争 日	入 札 発 行 争 日	替 替 単 位	低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 者 特 国 債 市 場 加	行 争 入 札 発 競	非 者 特 国 債 市 場 加	札 非 入 札 発 競 入	札 非 入 札 発 競 入	入 札 発 行 争	価 格 競 争	込 金 額	
格 十 七 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 面 金 額 に つ き 十 九 円 六	平 成 十 八 年 十 月 二 十 日	の 記 載 又 は 記 録 による 振 替 口 座 簿	五 万 円		千 七 百 四 十 五 億 千 万 円		円 千 七 百 二 十 九 億 千 四 百 四 十 八 万		九 十 一 億 千 三 百 四 十 一 万 八 百 円	八 万 七 千 百 十 六 億 八 千 二 百 三 十	一 兆 七 千 百 十 六 億 八 千 二 百 三 十	億 三 千 三 百 十 五 万 円	八 十 五 万 円、同 法 第 五 条 ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て は、額 面 金 額 で 千 百 一

の 經 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 發 競
込 利 發 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 加 場 、 入

十 額
二 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 七

(一) 年 一
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7}{100} \times \frac{30}{365}$$

(二) 発 行 時 に お い て 、 そ の 利 子 に
係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る
も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の 口
座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の
に つ い て は 、 前 記 (一) の 算 式 に よ
り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金 額
に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額
へ た だ し 、 当 該 国 債 を 発 行 時
に お い て 取 得 す る 者 が 非 居 住
者 又 は 外 国 法 人 で あ る 場 合 に

十四 初期利子

は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
することができる。
平成十九年三月二十日を支払
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う(以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十六 償還期限

平成二十八年九月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 入札参加者

二十 払込場
二十一 払込期日

平成十八年十月二十日
日本銀行の本店又は支店